

水道料金の改定のお知らせ

令和6年7月検針分より

水道料金を値上げ改定いたします

～持続可能な水道を保つため、値上げにご理解とご協力をお願いいたします～



安全で安心な水道水の安定的な供給と、災害に強い水道施設・管路の整備を行うため、水道料金の改定をお願いすることとしました。今後、さらなる経営の効率化や経費の削減等、一層の努力経営を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

※下水道使用料の改定はありません。

水道料金の改定内容

令和6年7月検針分より、水道料金を現行料金から全体平均21.3%の改定を行います。現行料金と改定後の新旧対照表は以下のとおりです。

なお、7月分の水道料金には、現行の料金と改定後の料金の両方が含まれることになるため、日割りによる按分計算を行います。

現行料金(税抜)			改定料金(税抜)			比較(円)	
用途	基本料金(円)	超過料金(円)	用途	基本料金(円)	超過料金(円)	基本料金	超過料金
	基本水量(m ³)	超過水量(m ³)		基本水量(m ³)	超過水量(m ³)		
①一般用	1,160 0～10	150 11～	①一般用	1,500 0～10	195 11～	340	45
②団体用	1,700 0～10	195 11～	②団体・営業用	2,000	230	300	35
③営業用	1,900 0～10	220 11～		0～10	11～	100	10
④浴場営業用	12,000 0～100	145 101～	③温泉・浴場営業用	35,650	213	23,650	68
⑤温泉旅館用	31,000 0～200	185 201～		0～200	201～	4,650	28
⑥保養施設用	14,000 0～100	165 101～					
⑦工場用	220,000 0～1,000	225 1,001～	④工場用	253,000 0～1,000	225 1,001～	33,000	0
⑧船舶用	—	350 1～	⑤特殊用	—	450	—	100
⑨特殊用	—	420 1～		—	1～	—	30
⑩プール用	—	120 1～	⑥プール用	—	150 1～	—	30

※メーター使用料の改定はありません(13mm:130円、20mm:260円、25mm:290円)

一般家庭でのモデル料金

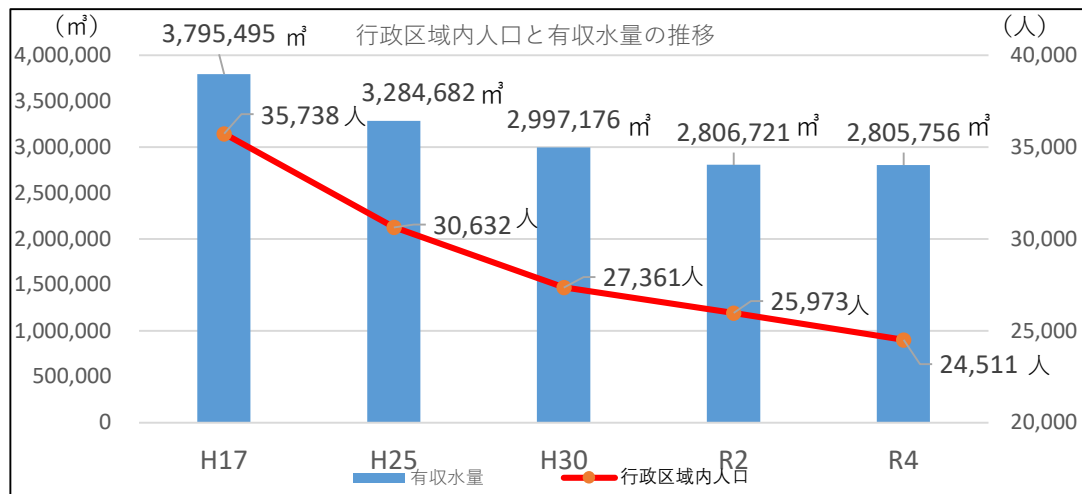
使用量(月)	想定世帯人数	現行料金	改定料金	増加額(月)	増加額(年)	増加率
10m ³	1～2名	1,419円	1,793円	374円	4,488円	26.4%
20m ³	3～4名	3,069円	3,938円	869円	10,428円	28.3%
30m ³	5～6名	4,719円	6,083円	1,364円	16,368円	28.9%

※メーター口径13mm、消費税含む

改定の必要性

水道料金改定の背景

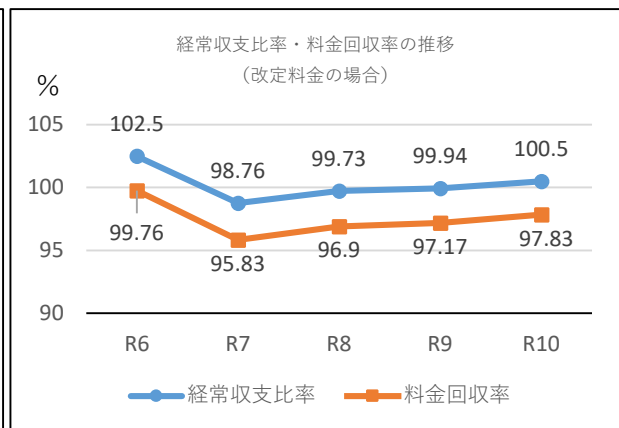
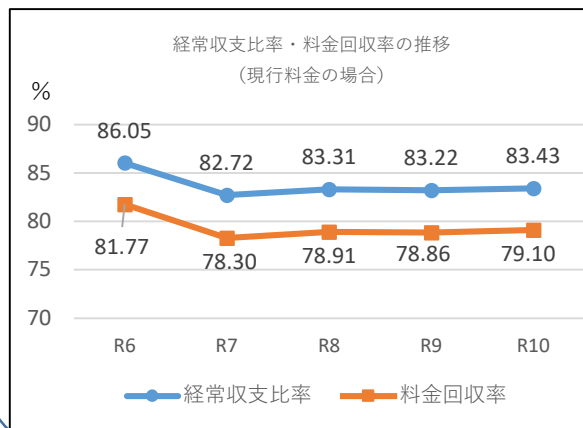
- 水道事業は、事業に必要な経費は料金収入をもって充てる、独立採算制を原則に経営を行っています。
- 人口減少や節水機器の普及により、使用される水量が年々減少しており、それに伴い料金収入が減少しております。現行の料金水準では、設備投資に必要な財源を確保することが困難な状況です。



財政シミュレーション

- 財政の健全化を判断する指標としての「経常収支比率」と「料金回収率」は現行料金での向こう5年間は100%を下回っており、料金収入にて給水に係る費用が賄えていないことを示しています。

料金改定後は、年々上昇し、100%に近い数値に改善する見込みとなっております。



最後に

- 水道水は、わたしたちの日常生活や社会経済活動に欠かせない役割を担っており、家庭等への生活用水を届ける水道施設は重要なライフラインの一つです。

滝の頭や一ノ目湯など良質な水源からおいしい水を将来にわたって安定的に届けるためには、適切な水準の料金収入の確保が不可欠です。今後も能率的な経営を心掛けてまいりますので、このたびの水道料金改定にご理解ご協力をお願いいたします。



【お問い合わせ先】
男鹿市企業局管理課
総務班
お客さまサービス班

☎ : 0185-46-4102

☎ : 0185-46-4103

☎ : 0185-46-3122

✉ : kigyuu@city.oga.akita.jp